

# 青森県果報

第二千五十九号

平成十四年八月十二日(月曜日)

## 目次

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	一
生活保護法による介護機関の指定	(同)	二
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
建設業者の許可の取消し	(八戸県土整備事務所)	三
出先機関		
土地改良区連合の役員の就任及び退任	(中地方農林水産事務所)	三
漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定	(三地方農林水産事務所)	四

## 告 示

青森県告示第三百八十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指

定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年八月十二日

青森県知事 木村 守 男

名 称	所 在 地	廃止年月日
東部内科小児科診療所	青森市大字野内字菊川六七の七九	平成一四・六・三
佐藤耳鼻咽喉科医院	弘前市大字田園四丁目七の七	一四・六・三〇
ジョイフルシテイ歯科クリニク	青森市富田三丁目一五の一八	一四・五・三
はら調剤薬局	弘前市大字山下町二の三	"

青森県告示第三百八十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年八月十二日

青森県知事 木村 守 男

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐藤耳鼻咽喉科 医院	弘前市大字田園四丁目七の七	平成四・七一
ジョイフル歯科 クリニック	青森市富田三丁目一五の一八	一四・六一
ほづみ調剤薬局 山手通り店	八戸市白銀三丁目六の二二	一四・七一
五所川原中央訪 問看護ステーション	五所川原市八重菊九の一	"

青森県告示第三百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年八月十二日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	施 設 の 種 類	指 定 年 月 日
芙蓉会病院	青森市大字雲谷字山吹九三の一	介護療養型医療施設	平成一四・七一
小野寺泌尿器科 医院	青森市堤町二丁目四の七	"	"

青森県告示第三百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年八月十二日

青森県知事 木 村 守 男

居宅介護事業者	居宅介護事業者の種別	居宅介護事業所	
		名 称	所 在 地
有限会社ケア かがやき	訪問介護	有限会社ケア かがやき	弘前市大字城東 中央一丁目一の 一九
株式会社ケ ア・テック	福祉用具 貸与	株式会社ケ ア・テック	八戸市根城三丁 目一八の三
有限会社マ ユミックス	訪問看護	五所川原中 央訪問看護 ステーション	五所川原市八重 菊九の一
有限会社フ ァイブ・ワ ン	通所介護	デイサービ スセンター えびす	南津軽郡藤崎町 大字藤崎字西 田六〇
有限会社山 宝産業	痴呆対応 型共同生 活介護	グループホ ームすこや か	北津軽郡金木町 大字金木字芦 野四の四一
有限会社ゆ き	"	グループホ ームそら の	八戸市大字大 久保字西ノ平 二五〇七

青森県告示第三百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年八月十二日

青森県知事 木 村 守 男

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社ケア サポートかが やき	弘前市大字城東 中央一丁目一の 一九	有限会社ケアサ ポートかがやき	弘前市大字城東 中央一丁目一の 一九

指 定 年 月 日  
平成一四・七一

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年八月十二日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 みちのく建設株式会社
- 二 代表者の氏名 田川 正
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡田子町大字田子字田子四の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一ニ）第五四六四号
- 五 取消年月日 平成十四年七月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、建築、大工、とび・土工、屋根、タイル・れんが・ブロック、ほ装、内装  
仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十四年七月三十日前記建設業者が前記の工事業を解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区連合の役員の内任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、岩木川地区土地改良区連合から、次のとおり役員の内任及び退任の届出があつたので、同法第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成十四年八月十二日

中南方農林水産事務所長 小 野 祐 司

役員別の	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	成田 彦義	中津軽郡岩木町大字兼平字林元三〇	平成一四・四・六就任
	大瀬 豊	弘前市大字船水字筒井一五七の一	"
	吉崎 勝美	大字外瀬一丁目六の六	"
	加藤喜代一	大字撫牛子一丁目二の六	"
	斎藤 元美	大字清野袋四丁目六の七	"
	館山 一男	大字青女子字桜苅三五五の一	"
	佐藤 長右工門	大字大川字平岡八六	"
	盛 貢	西津軽郡木造町大字福原字妻元七三	"
	蝦名 魏	西津軽郡木造町大字豊川字藤見山三	"
監事	八嶋 忠満	中津軽郡岩木町大字熊嶋字豊田一八九の三	"
	葛西 敏清	森田村大字中田字鈴森二五〇	"
	北澤 敏雄	車力村大字車力字花林七〇	"
	福島 弘芳	木造町大字林字阿曾沼四六	"
	蝦名 魏	稲垣村大字豊川字藤見山三	"
	盛 貢	西津軽郡木造町大字福原字妻元七三	"
	佐藤 長右工門	大字大川字平岡八六	"
	館山 一男	大字青女子字桜苅三五五の一	"
	斎藤 元美	大字清野袋四丁目六の七	"
	加藤喜代一	大字撫牛子一丁目二の六	"
	斎藤 元美	大字清野袋四丁目六の七	"
	館山 一男	大字青女子字桜苅三五五の一	"
	佐藤 長右工門	大字大川字平岡八六	"
	盛 貢	西津軽郡木造町大字福原字妻元七三	"
	蝦名 魏	西津軽郡木造町大字豊川字藤見山三	"
理事	成田 彦義	中津軽郡岩木町大字兼平字林元三〇	一四・四・七退任
	大瀬 豊	弘前市大字船水字筒井一五七の一	"
	大森 敏雄	中津軽郡岩木町大字熊嶋字豊田一八の二	"
	長内 克介	西津軽郡稲垣村大字豊川字酒田二九の二	"
	蝦名 鐵之助	西津軽郡稲垣村大字豊川字酒田二九の二	"
	長内 克介	木造町大字豊田字富久地三六の二	"
	成田 彦義	中津軽郡岩木町大字兼平字林元三〇	"
	大瀬 豊	弘前市大字船水字筒井一五七の一	"
	大森 敏雄	中津軽郡岩木町大字熊嶋字豊田一八の二	"
	加藤喜代一	弘前市大字撫牛子一丁目二の六	"
	斎藤 元美	大字清野袋四丁目六の七	"
	館山 一男	大字青女子字桜苅三五五の一	"
	佐藤 長右工門	大字大川字平岡八六	"
	盛 貢	西津軽郡木造町大字福原字妻元七三	"
	蝦名 魏	西津軽郡木造町大字豊川字藤見山三	"

福島 弘芳	木造町大字林字阿曾沼四六	〃
北澤 敏雄	車力村大字車力字花林七〇	〃
葛西 清	森田村大字中田字鈴森一五	〃
監事 玉田 俊吉	中津軽郡岩木町大字真土字東川二二三の二	〃
蝦名鐵之助	西津軽郡稲垣村大字豊川字酒田二九	〃
新潟 嘉一	木造町大字吹原字若草二六	〃

三戸地方農林水産事務所告示第一号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十四年八月十二日

三戸地方農林水産事務所長 平野 隆 夫

一 漁港の名称

三沢漁港

二 禁止区域及び禁止物件

禁止区域	三沢港東防波堤灯台（北緯四〇度四〇分四〇秒、東経一四一度二六分三四秒）から三五三〇〇メートルの地点を中心とする半径三四〇メートルの円内の漁港区域	禁止物件	船舶・自動車
------	--	------	--------

三 指定の適用期間

平成十四年九月一日（花火大会が同月二日から同月三日までの間において順延される場合にあつては、当該花火大会が開催される日）の正午から午後九時三十分まで

発行所・発行人	青森市長島二丁目一番一号 青森県
印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二百十五円一銭